

The 470 Class Kanto Championships 2025

Notice to Competitors

Number: 02

裁量ペナルティー(DP)ガイドライン

Source: Protest Committee Published: 2025-07-12 08:47

Notice:

裁量ペナルティーガイドライン

- I. 艇の違反に対する 裁量ペナルティーポリシー
- 1. 違反に対するペナルティーを決定する裁量がプロテスト委員会にある場合、その範囲はゼロ点(ペナルティーなし)からDSQ(失格)までです。ペナルティーは、この「I.艇の違反に対する 裁量ペナルティーポリシー」に沿って決定されます。

ただし、艇が規則2(公正な帆走)にも違反したことが明らかになった場合には、除外できない 失格(DNE)が与えられます。

- 2. 裁量ペナルティーは、予め決められた標準ペナルティーを単純に与えるものではありません。ペナルティーは、一貫性を保ちながら、状況に応じて調整されます。共通した基本的な考え方は、違反に対して先ずペナルティーの出発点を決定し、次に状況に応じてペナルティーを増減するというものです。
- 3. ペナルティー決定の出発点は、表1と表2に与えられています。 表1には、具体的な個々の規則違反に対するペネルティーのバンドが示されています。 表2は、表1に挙げられていない規則違反に対するバンドを決める際に用いられます。表1にバン ドの範囲が示されている場合には、その範囲の中でバンドを決める際にも表2が用いられます。
- 4. ペナルティーは次の4つのバンドに分けられます。

バンド 1: 00 - 10% (中点 5%) バンド 2: 10 - 30% (中点 20%) バンド 3: 30 - 70% (中点 50%)

バンド4: DSQ

5. まず、表1と表2を用いて、どのバンドに相当するかを決定します。決定したバンドの中点をペナルティー決定の出発点とします。次に、バンド内でのペナルティーの増減やバンドの増

減が必要な要素があるか否かを決定します。

- 6. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは軽減されることがあります。
- (a) 違反は偶発的であったか。
- (b) 違反せざるを得ない事情や尤もな理由があったか。
- (c) 競技者は、基本原則「スポーツマンシップと規則」に従って自ら違反を報告したか。
- (d) その艇の乗員や支援者以外の者が、その違反に寄与したか。
- 7. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは加重されることがあります。
- (a) 違反は繰り返されたか。
- (b) 違反は、判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか。
- (c) 競技者は、違反を隠そうとしたか。
- (d) 誰かに迷惑をかけたか。
- 8. プロテスト委員会は、7と8以外のことを考慮してペナルティーを増減することがあります。
- 9. ペナルティーを決定した後は、以下に基づき得点が与えられます。
- (a) 得点は、DSQの得点より悪くはならない。
- (b) パーセンテージペナルティーは、小数点以下第2位を四捨五入する。
- (c) 違反が艇の性能に影響した場合、影響したその日の全てのレースにペナルティーが課される (ただし、有効な抗議がなされたレースに限る)。
- (d) 違反が艇の性能に影響していない場合、規則64.1に定められている通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。
- 10. 裁量ペナルティーを適用する場合の判決、または、規則64.6に基づいて裁量ペネルティーが決定された場合にはその掲示には、以下のような記述が含まれます。
- (a) 「裁量ペナルティーポリシーに基づき、出発点をxx%と決定した。」
- (b) 「●●であったので、裁量ペナルティーポリシーxxに基づき、ペナルティーを軽減した。」 または「ペナルティーを軽減すべき事情はなかった。」
- (c) 「●●であったので、裁量ペナルティーポリシーxxに基づき、ペナルティーを加重した。」 または「ペナルティーを加重すべき事情はなかった。」
- (d) 「(第xレース / x日の全てのレース)において、艇xに、xx%のペナルティーを課す。」

表1 艇による規則違反と対応するバンド

NOR 3.5. コミュニケーション

緊急の場合、またはレース委員会が提供する機器を用いることを除き、レース中無線送信またはすべての艇が利用できない無線通信の受信をした:2-4

NOR 19.2.、SI 3 カメラや電子機器

OAの要求に従わなかった:1-4

SI 5 行動規範

レガッタオフィシャルズからの合理的な指示に従わなかった:2-4

OAから提供された装備を、指示に従って取り扱わなかった:1-4

SI 20 安全規定

20.1.3.

海上でRCに伝えなかった:1

帰着後にRCに伝えなかった:1

捜索が発動した、または発動しても不思議ではなかった:4

20.2.

レース中の艇に近づいたが、影響はなかった:1

レース中の艇に影響を与えた:2

レース中の艇を妨害した(規則23.1に違反した):4

SI 21 乗員の交代と装備の交換

レース委員会の承認なしに競技者を交代した:2-4

レース公示の制限を遵守しなかった:2-4

最初の妥当な機会に交換の要請を行わなかった:2-4

NOR 9、SI 22 装備検査/装備と計測のチェック

有効なMCを提示しなかった:2-4

RRS78に従っていなかった:1-4

検査のための指示に従わなかった:1-4

NOR 10 衣類および装備

衣類と装備の重量が9kgを超えていた:1-3

表2 艇の違反に対するペナルティーを決定するための一般的な質問と対応するバンド

・危険を及ぼす可能性があったか?

及ぼさなかった。可能性もなかった:1

及ぼす可能性はあったが、及ぼさなかった、または及ぼしたか否か明らかではない:2-3

及ぼした:4

・艇は、競技上の有利を得なかったことを証明できたか?

証明できた:1

証明できなかった | 有利を得る可能性はあったが、得なかった、または得たか否か明らかではない:2-3

証明できなかった | 有利を得た:4

・スポーツや大会の名誉を傷つける可能性があるか?

無い:1

懸念されるが確かではない(プロテスト委員会は規則 69 に基づく審問召集を検討する):2-3 可能性がある(プロテスト委員会は規則 69 に基づく審問召集を検討する):4

・損傷や傷害を引き起こす可能性があったか?

無かった:1

可能性はあったが、引き起こさなかった:2-3

引き起こした:4

II. 支援者の違反に対する 裁量ペナルティーポリシー

1. 全般

審問の当事者である支援者が規則(規則 69.1(a)を含む)に違反したとプロテスト委員会が判定した場合、規則 64.5 に基づき、その支援者に対するペナルティーに加えて、特定の状況においては、その支援者が支援する艇

にもペナルティーが課されることがあります。この場合の支援者と艇へのペナルティーは、規則 64.5 に基づき、いずれもプロテスト委員会の裁量で決定されます。本大会のプロテスト委員会は、その裁量ペナルティーをこの「II.支援者の違反に対する 裁量ペナルティーポリシー」に沿って決定します。

裁量ペナルティーは、予め決められた標準ペナルティーを単純に与えるものではありません。 ペナルティーは、一貫性を保ちながら、状況に応じて調整されます。共通した基本的な考え方 は、違反に対して先ずペナルティーの出発点を決定し、次に状況に応じてペナルティーを増減 するというものです。

支援者が違反したかもしれない規則が規則 69.1(a)(不正行為)である場合には、プロテスト委員会は規則69.2 に従って処置をします。

2. 支援者に対するペナルティーの出発点

2.1. ペナルティーは次の5つのレベルに分けられます。

レベル 1: 警告

レベル2: その支援者を1レース以上、出艇させない

レベル 3: その支援者を1日以上、出艇させない

レベル 4: その支援者を1日以上、大会会場に入れない

レベル 5: 以下の2つのいずれかまたは両方

· ・その支援者を残りの大会期間中、大会会場に入れない。

・・規則69(不正行為)に基づく処置をする。

2.2. ペナルティー決定の出発点は、表3と表4に与えられています。

表3には、具体的な個々の規則違反に対するペナルティーのレベルが示されています。ただし、表3に示されていても、今大会に適用される規則のいずれにも違反していない場合は、ペナルティーは無しと決定されます。

表4は、表3に挙げられていない規則違反に対するレベルを決める際に用いられます。表3にレベルの範囲が示されている場合には、その範囲の中でレベルを決める際にも表4が用いられます。

- 3. 艇に対するペナルティーの出発点
- 3.1. ペナルティーは次の4つのバンドに分けられます。

バンド 1: 00 - 10% (中点 5%) バンド 2: 10 - 30% (中点 20%) バンド 3: 30 - 70% (中点 50%)

バンド4: DSQ

- 3.2. 規則64.5(b)(2)に基づく警告を艇が受けた後に支援者がさらなる違反を犯した場合は、表4を用いて決定されたバンドの中点を、ペナルティー決定の出発点とします。
- 3.3. 3.2以外の場合は、表4の1つ目の質問だけを用いてバンドを決定し、決定したバンドの一つ下のバンドの中点をペナルティーの出発点とします。バンド 0(ゼロ)が出発点となった場合は、艇へのペナルティーは無し(ゼロ点)と決定されます。
- 4. 支援者および艇に対するペナルティーの決定

- 4.1. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは軽減されることがあります。
- (a) 違反は偶発的であったか、または、回避できなかったか?
- (b) 違反せざるを得ない事情や尤もな理由があったか。
- (c) その支援者が支援している艇の乗員や支援者以外の者が、その違反に寄与したか。
- (d) その支援者は違反を認め、調査に貢献したか?
- 4.2. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは加重されることがあります。
- (a) 違反は繰り返されたか。
- (b) 違反は、判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか。
- (c) その支援者は、違反を隠そうとしたか。
- (d) 誰かに迷惑をかけたか。
- **4.3.** プロテスト委員会は、**4.1**と**4.2**以外のことを考慮してペナルティーを増減することがあります。
- 4.4. 艇に対するペナルティーを決定した後は、以下に基づき得点が与えられます。
- (a) 得点は、DSQの得点より悪くはならない。
- (b) パーセンテージペナルティーは、小数点以下第2位を四捨五入する。
- (c) 違反が艇の性能に影響した場合、影響したその日の全てのレースにペナルティーが課される(ただし、有効な抗議がなされたレースに限る)。
- (d) 違反が艇の性能に影響していない場合、規則64.1に定められている通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。
- 5. 判決の記述

裁量ペナルティーを適用する場合の判決には、以下のような記述が含まれます。

- (a) 「裁量ペナルティーポリシーに基づき、出発点をxxと決定した。」
- (b) 「●●であったので、裁量ペナルティーポリシーxxに基づき、ペナルティーを軽減した。」 または「ペナルティーを軽減すべき事情はなかった。」
- (c) 「●●であったので、裁量ペナルティーポリシーxxに基づき、ペナルティーを加重した。」 または「ペナルティーを加重すべき事情はなかった。」
- (d) 「(第xレース / x日の全てのレース)において、艇xに、xx%のペナルティーを課す。」または「(支援者の氏名)に、以下のペナルティーを課す:●●●●●(ペナルティーの内容の記述)」

表3 支援者による規則違反と対応するレベル

NOR 15 サポートチーム

法令および大会のサポートチーム規程を遵守しなかった:3-5

レース委員会またはOAの指示に従わなかった:2-5

レスキュー活動ができない人数が乗艇していた:2-4

ヨットモーターボート保険に加入していなかった:3-5

SI 24 支援艇

待機エリア/制限エリアの外側にいなかったが、影響はなかった:2

レース中の艇に影響を与えた:3-4

レース中の艇を妨害した:3-5

曳航用ロープを搭載していなかった:1-3

エンジンがかかっているとき、キルコードがドライバーに取り付けられていなかった:2-4 レスキュー活動ができない人数が乗艇していた:2-4

表4 支援者の違反に対するペナルティーを決定するための一般的な質問と、対応するレベル /バンド

・その支援者が支援している艇は競技上の有利を得たか?

有利を得なかった。可能性もなかった:1

有利を得る可能性はあったが、得なかった、または得たか否か明らかではない:2-3

有利を得た:4

・危険を及ぼす可能性があったか?

及ぼさなかった。可能性もなかった:1

及ぼす可能性はあったが、及ぼさなかった、または及ぼしたか否か明らかではない:2-3

及ぼした:4

・スポーツや大会の名誉を傷つける可能性があるか?

無い:1

懸念されるが確かではない(プロテスト委員会は規則 69 に基づく審問召集を検討する): 2-3 可能性がある(プロテスト委員会は規則 69 に基づく審問召集を検討する): 4

・損傷や傷害を引き起こす可能性があったか?

無かった:1

可能性はあったが、引き起こさなかった:2-3

引き起こした:4

Kenta Hayashi Chief Judge

Printed at 2025-07-13 12:40